

令和 2 年度

第 11 回 高森町農業委員会 議事録

令和 3 年 2 月 19 日、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利 | 2 樋口 美代子 | 3 松島 浩子 | 4 林 勝幸 |
| 5 竹内 節男 | 6 小川 健二 | 7 原 寿彦 | 8 光沢 英文 |
| 9 中塚 俊文 | 10 原 正樹 | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会事務局	事務局長	野沢 稔
農業委員会事務局	主 査	龍口 健
産業課農業振興係	課長補佐	宮下 誠
産業課農業振興係	主 査	牧野 聡史
産業課農業振興係	書 記	吉森 佑太
営農支援センター	所 長	林 幸雄
営農支援センター	専 門 員	松村 修平

4 会議への附議事項

- 議案第 42 号 農地法第 18 条第 6 項の通知（報告）
- 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（審議）
- 議案第 44 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請（審議）
- 議案第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請（審議）
- 議案第 46 号 農地法第 5 条許可後の計画変更申請（審議）
- 議案第 47 号 経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画（2 月分）

5 議事内容

議 長 ただ今から第 11 回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前 9 時 0 0 分

議 長 本日の議事録署名委員ですが、13 番及び 14 番をお願いします。

それでは議案第 42 号、農地法第 18 条第 6 項の通知。これについて、皆さんからご質問やご意見はありますか。これは届出案件になりますが、担当委員の方から何かありますか。

よろしいですか。この議案は通知案件ですので受理といたします。

続きまして議案第 43 号、農地法第 3 条による許可申請。1 番につきまして、説明をお願いします。

17 番 地図をご覧ください。セブンイレブン上市田店の石原田橋をフルーツライン沿い北へ 40m 進み、天竜川方面へ 30m 位進んだ柿畑です。申請理由は、譲渡人は柿畑があっても耕作できない、譲受人は隣接して野菜畑を耕作しているので、近くで柿の収穫ができるためです。確認事項について、譲受人の農業経営の状況、農業従事者の人数、農機具の所有状況、農業経験、住宅距離は農地法 3 条の規定を満たしていることを確認しました。経営農地の中に遊休農地もありませんし、譲受人の経営面積は今回の申請地と合わせて 2 反歩を超えており、下限面積を超えています。また、現地を確認しましたが、周辺の農作物に影響はないと思われますし、農業の計画にも影響なしと考えます。対価は、坪当たり 5,000 円です。以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございました。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第 43 号の 1 番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

それでは 2 番につきまして、説明をお願いします。

16 番 地図をご覧ください。山吹中央線の領法寺の土地の南側、辻を少し下がったところ。申請理由は、申請地は譲受人の宅地に隣接しており、既に数年前より譲受人が借りて耕作しています。また、譲渡人は高齢のため現在入院中であり、息子についても病弱であり、今後の耕作の見込みは立たないということです。今回譲受人が、耕作面積を増やすため、申請地を購入したいとのこと。譲受人の農業経営の状況を確認し、周辺への影響もないと思われます。対価は、坪当たり 2,000 円です。以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第 43 号の 2 番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

それでは 3 番につきまして、説明をお願いします。

14 番 地図をご覧ください。山吹の信号機の、松川方面へ向かって右下にある土地です。譲渡人は配偶者を数年前に亡くされており、また、身体も丈夫でないため、また、娘夫婦も農業をやる気はないとのことから、親戚である譲受人に所有権移転の申請です。現在も借りて耕作していますが、将来的に手放したいので、譲受人に話をしたところ、息子が就農すると。譲受人は柿と野菜、息子はきゅうりとねぎで計画しているようです。どうしても、譲渡人が譲受人に買ってほしいとのことで話がまとまりました。対価は総額で 10 万円です。譲受人は経営がしっかりしているのでよろしいかと思えます。ご審議よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第 43 号の 3 番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

議 長 続きまして議案第 44 号、農地法第 4 条第 1 項による許可申請。1 番につきまして、説明をお願いします。

10 番 地図をご覧ください。上県道沿いの牛牧の信号を飯田方面へ行ったところ。横にあるのは申請人の自宅、自宅そのままに、北側へ新築をするということです。いずれも自分の土地です。近隣耕作者の同意はとってありますし、水利組合の関係も同意があります。農地も、下は自分の農地ですし、右側は住宅ですので、周辺の農地への影響はないと考えます。生活雑排水は公共下水、雨水は東側と西側に側溝があるので、そちらに流します。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第 44 号の 1 番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

それでは、2 番につきまして、説明願います。

10 番 本件は議案第 45 号の 5 条申請に関連します。場所は、1 番の議案よりもう少し飯田寄りに〇〇〇というのがあるのですが、その反対側になります。21 m²の

方ですが、経過書のとおりです。実は今回の 111 m²の方を売却予定で動いていましたが、21 m²の方がアスファルト舗装になっている等、地目が農地になっていましたので、申請を出したいということです。111 m²の方は、近隣耕作者の同意を得ていますし、水利組合の関係もクリアしています。生活雑排水は公共下水です。雨水は、浸透枿を作り、2か所に地下浸透になります。以上です。

事務局 補足します。4条申請の案件なので対価なしです。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第44号の2番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

議長 続きまして議案第45号、農地法第5条第1項による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。

6番 地図をご覧ください。下市田公民館から南へ1km程です。下市田4区公民館の近くになります。譲受人は、夫が松川町、妻が飯田市で農振除外の頃はまだ結婚されていませんでしたが、現在結婚されまして、中間地である下市田のこの場所に住宅を建てるということで、農振除外の申し出、そのあと農地転用になります。下側に田がありますが、Tさんが野菜を作っています。上は譲渡人の土地になります。農地に関しては、協定書が結ばれていますので問題ないかと思えます。対価は、坪当たり45,000円です。雨水関係は、地下浸透と周囲の側溝へ流します。生活雑排水は公共下水です。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第44号の1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして2番について説明をお願いします。

1番 この土地は既に、農振除外、農地転用が終わって住宅の造成をしておりますが、側面の土手の部分が残ってしまうので、県の指摘を受け、通路として利用するという農振除外を併せての申請です。譲渡人(父)の自宅で、今はアパートに出ています。実家の近くに家を建てるということで、父の土地を借り受けるというもので、対価は無償です。雨水については、宅地と一緒に北側の水路へ流れます。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第44号の2番を可とする方は挙手願います。

全会一致で「可」とします。

続きまして3番について説明をお願いします。

- 10 番 先ほどの議案第44号の2番に関連します。譲受人が美容院を開くということでこの土地を申請されて購入することになりました。先ほど、近隣耕作者の関係や排水の関係を説明しましたので省略します。譲受人は、現在飯田市鼎で美容院をされていますが、高森町の起業支援を受けて美容院を建てるということです。以上です。

事務局 補足します。土地の対価は、坪当たり25,000円です。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第44号の3番を可とする方は挙手願います。

全会一致で「可」とします。

続きまして議案第46号、農地法第5条許可後の計画変更申請。1番につきまして、説明をお願いします。

- 6 番 地図をご覧ください。下市田区民会館から南へ500m程いった所です。平成29年に農転許可を受け、個人住宅の建築と、申請者が役員を務める法人の駐車場および資材置場の併設を計画しましたが、生活環境等を再検討し、住宅は飯田市座光寺に建築しました。当初の計画を断念し後利用を考える中で、今後のアパート需要を見込み、共同住宅(賃貸アパート)を建設するため変更手続きを行うものです。下市田5区と下市田の土地利用委員会にかけております。問題なのは8軒分の2階建てを建てることで、雨水関係を注意していただきたいということです。勾配が少ないので、地下浸透と水路へ流すということですが、確認はとれているので問題ないかと思えます。4m道路になっています。左側がぎりぎりですが、問題ないと思えます。周辺農地との関係は、上に農地がありますが、段差になっているので大丈夫と思われれます。左側にもありますが、同じく段差がありますので問題ないことが確認できましたので、地元とのトラブル関係はないと思えます。以上です。

議長 よろしいですか。それでは、議案第46号1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして、第47号議案経営基盤法第18条の農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案の朗読は省略させていただきます。1番から16番までは相対の利用権設定です。17番から21番までは、農地中間管理事業です。22番23番は、農地中間管理機構が介在しますが、所有権移転です。ご確認をお願いします。

議長 よろしいですか。それでは、議案第46号1番から19番までを可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。
関係する6番退席願います。

議案第46号20番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

6番着席してください。

議案第46号21番から23番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

それでは以上で審議を終了いたします。ありがとうございました。

時に午前9時32分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 13番 宮下 豊勝

議事録署名委員

高森町農業委員 14番 宮下 道久